

## 豊山町カラスよけネット貸与要領

### (目的)

第1条 この要領は、可燃ごみ及び不燃ごみの出し場所（以下「ごみ出し場所」という。）におけるカラス等によるごみ散乱を防止するため、ごみを排出する住民に対し、カラスよけネット（以下「ネット」という。）を貸与するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸与対象)

第2条 貸与の対象は、2世帯以上が利用しているごみ出し場所とする。

2 前項の規定にかかわらず、マンション、アパート等の共同住宅の居住者専用のごみ出し場所については、貸与の対象としない。

3 カラス等によるごみ散乱の被害があり、ごみ出し場所を利用する世帯の中から管理責任者を置き、利用世帯が協力して適正に管理できること。

### (管理責任者の役割)

第3条 管理責任者の役割は、次のとおりとする。

(1) ごみ出し場所を利用する世帯を把握し、ごみ出しルールの徹底に努めること。

(2) ごみ出し場所を利用する世帯の協力を得ながら、ごみ出し場所の美化とネットの適正な管理に努めること。

### (規格及び枚数)

第4条 貸与するネットの規格は2m×3mとし、ごみ出し場所1箇所につき1枚を貸与する。

### (貸与期間)

第5条 貸与期間は3年間とするが、使用可能な限り期間を延長する。ただし、3年間を経過後、老朽化等により使用できない状態を町の担当者が確認した場合は、新規のものに交換することができる。

2 貸与期間3年以内に破損、紛失、盗難等によりネットが使用できなくなった場合でも、3年間を経過しない限りは交換を行わない。

### (申請)

第6条 ネットの貸与を受けようとする者は、カラスよけネット貸与申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

### (貸与の条件)

第7条 ネットの貸与の条件は、次のとおりとする。

(1) ごみ収集後は、速やかに片付け、紛失、盗難、破損などのないよう努めること。

(2) 歩行者及び車両などの通行の妨げにならないように使用すること。

(3) ごみ散乱防止の目的以外の使用、第三者への譲渡、転貸、売却をしないこと。

(ネットの返還)

第8条 ネットの貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ネットを返還させることができる。

- (1) ネットの返還を申し出たとき。
- (2) 貸与を受けたネットを目的外に利用したとき。
- (3) その他この要領に違反したとき。

(免責)

第9条 町長は、ネットの使用に関連して生じた事故について、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。